

## 社会福祉法人山口県共同募金会 報酬及び費用弁償規程

(趣旨及び適用範囲)

第1条 社会福祉法人山口県共同募金会の定款第9条及び第23条の規定による評議員、理事及び監事、並びに配分委員会の委員及び評議員選任・解任委員会の外部委員(以下「評議員等」という。)に対する報酬及び費用弁償については、この規程の定めるところにより支給する。

(報酬)

第2条 評議員等の報酬は、別表1に掲げるところにより支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員等が職務のため旅行したとき、又は評議員会、理事会、配分委員会、及び評議員選任・解任委員会に出席するため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 評議員等以外の者が会長の依頼に応じ、職務の遂行を補助するため旅行した場合も、費用弁償として旅費を支給する。

(旅費の額)

第4条 前条に規定する旅費の額は、別表2に掲げるところによる。

2 前項の旅費は、評議員等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(本会職員給与との併給)

第5条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の旅費の例による。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この規程は平成29年9月14日から施行し、平成29年6月20日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	1 時間当たり
評議員等	1, 2 5 0 円

別表 2

鉄 道 賃	旅客運賃 急行料金 座席指定料金		
船 賃	旅客運賃 寝台料金 座席指定料金		
車 賃	実 費		
雑 費 (一日につき)	区 分	公共交通機関 による	公共交通機関 によらない
	100km以上	2, 4 0 0 円	1, 2 0 0 円
	上記以外	3 0 0 円	
宿 泊 費 (一夜につき)	実 費		
宿 泊 手 当 (一夜につき)	2, 4 0 0 円		